

茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金 申請手引

- 本手引は、茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金交付要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとします。
- 本手引は、茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金交付要綱の申請準備から交付までの各種手続や留意事項などについて、解説したものです。
- 本手引のほか、「交付要綱」、「茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金に関する Q&A」及び「茨木市ホームページ」を熟読し、適正に補助事業を実施するようにしてください。
- 補助金の経理処理は、通常の商取引や商慣習とは異なる場合がありますので、注意してください。
- 補助金の交付決定を受けた後においても、要綱、手引に従っていないことが判明した場合、交付決定を取り消す場合があります。
- 本手続に関するご不明点は、必ず事前に事務局までお問合せください。

【問合せ先・書類受付先】

〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8 番 13 号 茨木市役所本館 8 階
茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金事務局
(電話番号) 072-655-9243
(受付時間) 平日 8 : 45～17 : 15

※事務局の開設は、令和 8 年 5 月 2 5 日（月）からです。

茨木市 産業振興課

令和 8 年 5 月

（7 月 7 日更新）

1 趣旨

労働力不足や物価高騰等の影響により、厳しい経営を強いられている状況の中、従業員の持続的な賃金の引上げに向けて、賃金の引上げを実施する中小企業等を支援することを目的に、茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金（以下、「奨励金」という。）を交付するものです。

2 交付対象者・対象従業員・交付要件

【交付対象者】

奨励金の交付対象者は、次のいずれかに該当する事業者とします。

ア 市内に本社又は本店若しくは主たる事務所を有する中小企業法人(※1)

イ 市内に事業所を有する個人事業主

ウ 市内に主たる事業所のあるその他の法人(※2)

業種(※3)	中小企業（いずれかを満たす場合）	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員数(※4)
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	
小売業		50 人以下

※1 中小企業法人とは、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業をいいます。

※2 その他の法人とは、資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が100人以下であること。

※3 業種の分類は、日本標準産業分類に基づきます。

※4 「常時使用する従業員」とは、雇用期間に定めのない者、若しくは1年以上継続して雇用している者を指します。ただし、次の者を除きます。

- ・会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員の数」に含む。）
- ・個人事業主本人及び同居の親族従業員
- ・日々雇い入れられる者

【交付対象外となる場合】

以下の①～⑤のいずれかに該当する者は、交付対象となりません。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業又は同法第33条第1項に規定する深夜における酒類提供飲食店営業の対象となる営業を営む事業者

③ 国及び法人税法第2条第5号に規定する公共法人

④ 宗教活動又は政治活動を目的としている者

⑤ 法人格のない任意団体

- ⑥ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業を営む者
- ⑦ 交付申請が受付された日において本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している者
- ⑧ 市が出資による権利を有する事業所の者
- ⑨ 従業員に対し支給した賃金が、当該賃金の支給日時点における最低賃金の額を下回っている者
- ⑩ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 116 条第 2 項に該当する事業又は事務所を営む者及び家事使用人を雇用する者
- ⑪ ①～⑩に掲げる者のほか、その他市長が不適当と認める者

【対象従業員】

交付申請に係る情報等の事前登録を行った日及び交付申請受付日（本市が交付申請書兼請求書を受け付けた日）時点において、交付対象者に雇用されている次の従業員（役員・個人事業主本人を除く。）となります。

◆茨木市内に所在する事業所において従事する、以下の従業員が対象。

①正規雇用労働者

・期間の定めのない契約により雇用され、雇用保険に加入している者

②非正規雇用労働者

・正規雇用労働者以外のものであって、週 20 時間以上の勤務者で、雇用保険に加入している者

◆令和 8 年 6 月 1 日時点で 1 年以上雇用されていること。

【交付要件】

奨励金の交付の要件は、次のいずれかに該当する場合とします。

・令和 8 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に、正規雇用労働者の基本給の 1.5% 以上の賃上げ率（※ 1）の賃金引上げを行い、かつ、当該賃金引上げ後の基本給単価（※ 2）により算定をした最初の賃金を支給（※ 3）すること。

・令和 8 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に、非正規雇用労働者の時間給等の 3% 以上の賃上げ率（※ 1）の賃金引上げを行い、かつ、当該賃金引上げ後の基本給単価（※ 2）により算定をした最初の賃金を支給（※ 3）すること。

※ 1 賃金の引上げ前後の基本給単価の差額を、賃金の引上げ前の基本給単価の額で除して得たものをいいます。

※ 2 雇用する労働者に対し支払うべき基本給（労働の対価として支払う賃金から、賞与及び各種手当を除いたものをいう。）を算定するための単価であって、時間、日、週、月又は年を単位とするものをいいます。

※ 3 賃金の改定だけでなく、支払いが行われている必要があります。

引上げ前後の賃金は、それぞれの支給日時点で最低賃金を上回っている必要があります。なお、交付申請受付日が令和 8 年度最低賃金の発効日以後である場合は、引上げ後の賃金が令和 8 年度最低賃金を上回っている必要があります。

※最低賃金改定時の基本給単価の取扱い

賃金引き上げ前の基本給単価が、賃金支給日時点で適用される最低賃金額を下回る場合は、引き上げ前の基本給単価をそのまま使用せず、賃金支給日時点の最低賃金額を引き上げ前の基本給単価として計算してください。

3 交付額等

奨励金の額は、交付対象者に係る対象従業員の区分に応じて算定します。

区分	正規雇用労働者		非正規雇用労働者	
	賃上げ率	奨励金の額	賃上げ率	奨励金の額
賃上げ率及び 奨励金の額	2.5%以上	5万円/人	5%以上	5万円/人
	1.5%以上	3万円/人	3%以上	3万円/人
交付上限額	1事業者当たり10人分まで / 最大50万円			

※対象賃金に、賞与（勤務成績や経営状況などに応じて支給されるもの）及び手当（住居手当、勤務手当、残業手当など）は含みません。

※賃上げ前後の賃金は、ともに最低賃金を上回っている必要があります。

4 申請手続等

(1) 事前登録

①事前登録方法

「事前登録シート」（別記様式）を書面にて事務局に持参又は電子申請（茨木市ホームページ内の「事前登録フォーム」から申請）

▶ 事前登録フォーム

(URL)

<https://logoform.jp/form/2Qoq/1510437>

(二次元コード)



②事前登録期間

◆1次事前登録申請 … 令和8年6月1日（月）～8月31日（月）

（対象者）令和8年1月1日～5月31日までに実施済又は6月～9月の間に実施又は実施予定の事業所

◆2次事前登録申請 … 令和8年9月15日（火）～11月30日（月）

（対象者）1次事前登録の対象者又は10月～12月の間に実施又は実施予定の事業所

※先着順です。予算額に達した場合は、申請期間終了日前に中止する場合があります。

申請総額が予算総額を下回った場合には、追加の募集を実施する場合があります。その場合は、準備ができ次第、市ホームページにて公表します。

※本奨励金の申請は、1事業者につき1回限りとします。

※第1次事前登録申請、第2次事前登録申請の両方で、受け付けることはできません。

※審査を行い、要件を満たしていない場合は、本申請に進むことができませんので、ご注意ください。

※1次事前登録の申請を行った後に、賃上げの実施時期が10月以降に変更になった場合は、1次事前登録申請の対象外のため、1次本申請はできません。改めて2次事前登録の申請をお願いします。

※事前登録をしていない場合、本申請はできませんので、ご注意ください。

③事前登録後について

登録順に内容を審査し、適当と認めるときは、「茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金交付事前登録承諾通知書（様式第1号）」により通知します。

④事前登録後の取消について

事前登録後に取消しをする場合は、事務局までご連絡をお願いします。

(2) 変更登録

①変更登録方法

事前登録をした内容を変更する場合、「事前登録シート」に変更箇所のみ記入し、事務局に持参してください。(事前登録フォームからの変更はできません。)

ただし、承諾通知を受けた金額の増額変更は認められません。

また、次に該当する場合は、変更登録の必要はありません。

・茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金交付申請書兼請求書に記載され、又は記載予定の奨励金の額が、承諾通知を受けた金額を下回っている場合

②変更登録後について

変更を承認した場合、「茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金交付変更承諾通知書(様式第2号)」により、通知します。

(3) 交付申請・請求

令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に賃金の引上げを実施し、引上げ後の基本給単価により算定をした最初の賃金を支給してください。支給後、交付申請を行ってください。

①交付申請方法

事務局に持参又は郵送にて申請 ▼提出先

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所本館8階
茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金事務局

・提出は、申請者が送達状況の追跡ができる一般書留、簡易書留等での郵送をお願いします。
なお、郵送時の送料は、申請者側で負担してください。

・提出いただいた書類・添付物等は返却できません。コピー等をお手元に保管してください。

②申請期間

◆1次本申請 … 令和8年7月1日(水)～10月30日(金)

(対象者) 1次事前申請後、承認を受けた事業所

◆2次本申請 … 令和8年11月2日(月)～令和9年1月29日(金)

(対象者) 2次事前申請後、承認を受けた事業所

※郵送での申請の場合は、期間最終日の消印有効となります。

振込をスムーズに行うためにも、引上げ後の賃金を支給後、早めの申請をお願いします。

※交付申請は、事前登録後、「茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金交付事前登録承諾通知書(様式第1号)」を受けていることが必須です。

③提出書類

㊦ 茨木市中小企業等賃金引上げ奨励金交付申請書兼請求書(様式第3号)

- ・HPに掲載している交付申請書兼請求書をダウンロードの上、申請してください。
- ・申請者が自筆で署名してください。
- ・法人の場合は、代表者の自筆に代えて、記名及び実印の押印でも構いません。

① 登記情報等が分かる書類の写し 【法人等】 ・現在事項証明書又は履歴事項全部証明書（いずれも発行後3か月以内のもの） 【個人事業主】 ・直近の確定申告書（第一表）1 期分 ※創業後最初の確定申告を済ませていない場合は開業届の写し ※e-Tax の場合は「受付結果（受信通知）」が必要
② 賃金引上げ率算定表（様式第4号） ・HPに掲載している算定表をダウンロードの上、申請してください。 ・正規雇用労働者にあつては、1. 5%以上、非正規雇用労働者にあつては、3%以上の賃上げが必要です。 ・事前登録及び交付申請時点において、雇用されていることが条件です。 ・1枚につき3人まで記入できます。
③ 引上げ対象労働者の労働条件通知書又は雇用契約書の写し ・対象となる従業員全員分の書類を提出してください。 ※雇入れ日や就業場所、基本給等を確認します。 確認ができない場合、追加で労働者名簿等の書類を、ご提出いただくことがあります。
④ 引上げ対象労働者の賃金台帳その他賃金引上げ前後における基本給単価の分かる書類の写し ・対象となる従業員全員分の書類を提出してください。
⑤ 引上げ対象労働者が非正規雇用労働者である場合は、当該引上げ対象労働者の雇用保険加入証明書の写し ・ハローワーク（公共職業安定所）で発行される「雇用保険被保険者証」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」を提出してください。
⑥ 誓約書（様式第5号） ・HPに掲載している誓約書をダウンロードの上、申請してください。 ・申請者が自筆で署名してください。 ・法人の場合は、代表者の自筆に代えて、記名及び実印の押印でも構いません。
⑦ 誓約書（別記様式） ・HPに掲載している誓約書をダウンロードの上、申請してください。

- ・提出書類の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせる場合がありますので、御協力ください。
- ・必要な書類が全てそろっていない場合、事務局から不足している書類の提出を依頼します。事務局が指定した期日までに必要な書類の提出がないときは、奨励金を交付できませんので御注意ください。

④交付申請後について

提出書類を審査し、奨励金の額を確定しましたら、交付決定通知書（様式第6号）又は不交付決定通知書（様式第7号）により、お知らせします。また、交付申請書兼請求書に記載の口座へ振り込みます。

- ・奨励金は、申請者本人の名義の口座にのみ振込が可能です。
- ・交付申請から振込までは2か月程度かかります。

5 その他留意事項

【決定の取消し及び奨励金の返還】

次のア～ウまでのいずれかに該当するときは、奨励金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を取り消すことがあります。その場合、奨励金の返還が生じる可能性があります。

ア この要綱に違反したとき。

イ 虚偽その他不正な行為により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

ウ ア、イに掲げる場合のほか、その他市長が不適当と認めたとき。

【検査】

市が必要と認めるときは、書類等の検査や奨励金の執行状況について実地検査をすることがあります。